

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代理人）

氏 名

¥ _____
(消費税抜き)

ただし、旧阿寒貯木場敷地試掘業務 の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 旧阿寒貯木場敷地試掘業務
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長
藤本 達之 殿

請 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

住 所
社 名
代表者氏名

1. 件 名 旧阿寒貯木場敷地試掘業務
2. 仕 様 仕様書等のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
4. 履 行 期 限 令和8年10月30日
5. 履 行 場 所 北海道釧路市阿寒町新町1丁目36-1
6. 検 査 場 所 同 上
7. 契約保証金 免 除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条 項

第1条 頭書の仕様に基づき履行期限までに履行いたします。

- 2 仕様に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。
ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第2条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び完了見込み月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、1日につき未完了部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納

付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は免除願います。

第4条 業務を完了した場合は、その旨を貴官に通知し検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に貴官に無償で譲渡するものとし、貴官の行為について著作者人格権を行いません。

第6条 この契約の履行に当たって、特許権、著作権、肖像権その他第三者の権利の対象となっている方法等を行行使う場合は、当該行使に関して費用の負担を含む一切の責任は当方で負います。

2 当方は、貴官が納入成果品を活用する場合及び貴官が認めた場合において第三者に二次利用させる場合でも、原作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置いたします。

第7条 当方は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら貴官の責めに帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行います。

第8条 この契約の履行に当たり、必要な機械器具、消耗品等は、全て当方において負担します。

第9条 この契約の履行に当たり、貴官の庁舎、施設、器物等を損傷した場合は、直ちに貴官に報告するとともに、貴官の指示に従い原形に復し、代品を納品し、又は損害については賠償します。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合又は当方が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、免除をお願いします。

第10条 当方及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）等が、業務場所において行う行為については、全て当方において責任を負います。業務遂行上、負傷又は死亡した場合においても同様といたします。

2 当方の責に帰すべき理由により、業務の遂行中において第三者に損害を与えた場合及びこれらに関連して貴官が被る損害に対しては、当方において責任を負います。

第11条 業務を完了し、検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第12条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等に不正の行為があったとき。
- (3) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 当方から契約の解除を申し出たとき。

第13条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第15条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第16条 当方は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

2 当方は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第17条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

2 当方は、再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じない場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

第18条 第14条、第15条及び前条第2項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

2 第14条、第15条及び前条第2項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第19条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第20条 当方は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会

等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減するその他一切の抗弁権を保留することに異存ありません。

- 3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。
- 4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません

第21条 当方又は当方の請負業務従事者等は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしません。

- 2 当方は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸し出しません。

第22条 当方及び請負業務従事者は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供しません。

- 2 当方及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。
- 3 前2項については、この請負業務が終了した後においても同様とします。

第23条 当方は、請負業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しません。

第24条 当方は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、貴官に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告します。

第25条 当方は、この契約の履行に当たり貴官から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに貴官に報告し、貴官の指示に従って措置をいたします。

第26条 当方は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、貴官より提供された個人情報については、返却いたします。

第27条 当方は、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約によって生じた納入成果品（中間生成物（製版フィルム・印刷板・印刷データ）をいう。）を含む。）を公表又は第三者に譲渡することは絶対にいたしません。

地 下 埋 設 物 試 掘 仕 様 書

1. 試掘調査概要

地下埋設物試掘調査は、国有財産の地下に埋設されている廃棄物等、土地取引において瑕疵の対象となる恐れのあるものの存在を把握するため実施し、調査結果等を作成・報告するとともに掘削範囲を掘出土砂で埋め戻す。

2. 試掘調査内容

- (1) 履行期間： 契約締結日の翌日から 令和8年10月30日（金）
- (2) 履行場所： 釧路市阿寒町新町1丁目36番1
- (3) 調査方法については、別添「平面図」に表示した範囲について、筋堀箇所を各々幅1.0m、深さ1.5mで掘削調査すること。
- (4) 試掘調査部分からコンクリートガラ等の埋設物が出た場合には、埋設物の分布状況、撤去費用の見積もりについて報告すること。
- (5) 試掘跡については、掘出土でもって埋め戻し、十分に転圧したうえ整地すること。
- (6) 試掘調査に際しては、掘削箇所毎に掘削前、中、後の各工程の写真撮影を行い、各写真撮影位置を実測図等に明示し、写真とともに提出すること。
- (7) 掘削調査終了後は、「地下埋設物調査報告書」を提出すること。

3. その他留意事項

- (1) 具体的な施工日程が決定したら、速やかに監督職員に連絡すること。
- (2) 試掘調査にあたっては、予め敷地を調査し、境界線及び業務範囲の確認を行うこと。また、境界標を損傷することないよう万全の注意を払うものとする。
- (3) 工事用機械の搬入・搬出時には周辺道路その他隣接の工作物等に損傷を与えないよう必要な措置を行うこと。

- (4) 作業期間中、必要に応じ誘導者を配置し、安全の確保に努めること。
- (5) 作業中は、振動等を最小限に抑え、近隣に迷惑をかけないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 作業現場の内外は常に整理整頓をすること。作業完了後は、敷地内の整理、清掃を行うこと。
- (7) 試掘調査にあたり、疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員に連絡を行うこと。
また、調査方法及び調査内容に変更が生じた場合には、監督職員に連絡をするとともにその理由を明らかにすること。

地下埋設物状況調査報告書

1. 調査場所

2. 調査期間

3. 調査目的

4. 調査結果

(1) 調査位置

・別添埋設位置図のとおり

(2) 試掘面積にかかる埋設量

(3) 深度及び埋設物分布状況

・別添埋設物分布図及び埋設状況（地下断面図）のとおり

(4) その他

5. 添付資料

埋設位置図、埋設物分布図、埋設状況（地下断面図）、試掘部分埋設物確認状況一覧表、推定埋設物一覧表、写真撮影位置図、写真

（注）埋設物及び埋設量は、あくまで試掘調査による推定ですので、埋設物及び埋設量は実際と異なる場合があります。

内訳書

業務名 旧阿寒貯木場敷地試掘業務

根釧西部森林管理署

工種・種別	規格等	数 量	単位	単価	金額	摘 要
直接工事費						
試掘工事						
床掘（小規模）	W1.0m×H1.5m（0.45バックホウ+人力）	180.0	m ³			120.0m（掘削延長）*1.0m*1.5m、土質硬い
掘削土埋戻し（小規模）	0.45バックホウ+人力+転圧機械	180.0	m ³			掘削土利用
直接工事費 小計						
間接工事費						
共通仮設費	通勤費等	1.0	式			
重機運搬費	上記運搬費	2.0	回			阿寒町新町往復
共通仮設費 小計						
現場管理費	事前調査費等	1.0	式			
現場管理費 小計						
間接工事費 小計						
諸経費		1.0	式			法定福利費、労災保険、その他
諸経費 小計						
合計						消費税抜き
消費税		10.0	%			1円未満切り捨て
工事価格						消費税込み

国道240号
↑ 阿寒湖

位置図



試掘箇所図
旧阿寒貯木場敷地試掘業務
北海道釧路市阿寒町新町1丁目36-1

凡例

— 試掘箇所(総延長120m)

□ 試掘範囲

▨ 森林

OpenStreetMap

釧路市阿寒町新町1丁目 36番1

釧路市阿寒町

新町2丁目

道路敷地
(管理者: 釧路市)

存置建物

新町1丁目

34-18
中田 徳

34-5

34-68
田村 マリ子

建物撤去済

36-2
釧路市

森林

河川敷地
(管理者: 釧路市)

北町1丁目

河川敷地(阿寒川)
(管理者: 北海道)

東舌辛16線

0 25 50 m



境界確定及び調整方法

© OpenStreetMap contributors
<https://www.openstreetmap.org/copyright>